

山形県広報誌「県民のあゆみ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び山形県広報媒体広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、山形県広報誌「県民のあゆみ」への広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(募集広告の規格等)

第2条 広告の規格、広告掲載場所その他の広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告主の募集)

第3条 広告の掲載を希望する者の募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、山形県広報誌「県民のあゆみ」広告掲載申込書（様式第1号）により申込みを行うものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、要綱及び掲載基準に基づき審査し掲載が適当と認められた者のうちから、次に掲げる順位により掲載を決定する。ただし、これにより順位が付けられない場合は抽選により決定する。

- (1) 県内に本社、本所を置く広告主又は申込みの時点から過去3年以内に山形県広報誌「県民のあゆみ」への広告掲載実績がある広告主及び広告取扱業者のうち、長期（複数月）の申込みを行った者。
- (2) 県内に本社、本所を置く広告主又は申込みの時点から過去3年以内に山形県広報誌「県民のあゆみ」への広告掲載実績がある広告主及び広告取扱業者。
- (3) 県内に事業所を有する広告主のうち、長期（複数月）の申込みを行った者。
- (4) 県内に事業所を有する広告主。
- (5) 長期（複数月）の申込みを行った広告主及び広告取扱業者。
- (6) (1)～(5)以外の者。

2 県は、前項の規定により広告の掲載又は不掲載を決定したときは、別途当該申請者に通知する。

(広告掲載の承諾)

第6条 前条第2項の規定による広告掲載の決定の通知を受けた広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）は、県が指定する期限までに承諾書を提出するものとする。

(広告原稿の提出)

第7条 広告主等は、県が指定する日までに広告原稿を提出するものとする。

(広告内容の修正)

第8条 県は、広告の内容が要綱第3条及び掲載基準に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対して広告の内容の修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告主等は、県が別に定める広告掲載料を、県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

2 前項の方法により納入できない場合は、別途、県、広告主等双方で協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 県は、広告主等が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定により県が指定した日までに広告原稿を提出しないとき

(2) 第8条に規定する広告の内容の修正に応じないとき

(3) 第9条の規定により県が指定した日までに広告掲載料を納入しないとき

(4) 役員等（広告主等が個人である場合にはその者を、広告主等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき

(5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(8) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、広告主等に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告の掲載の決定を取消した場合で、既に納入された

広告掲載料は広告主等に返還しない。

(掲載料の返還)

第 11 条 県は、広告主等の責に帰さない理由により当該広告の掲載ができなくなった場合は、第 9 条の規定により納入された広告掲載料を広告主等に返還する。ただし、広告原稿の作成に関する経費は、広告主等の負担とする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(苦情等の処理等)

第 12 条 広告主等は、県に対し、当該広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものでないことを保証するものとする。

2 広告主等は、県が第三者から当該広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 広告主等は、当該広告掲載により県に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 県は、当該広告を掲載したことにより広告主等に損害が発生した場合でも、広告主等に対して何らの責任も負わない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 20 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。